

第2回旧絹延団地跡地 条件付一般競争入札に伴う質問に対する回答

令和8年4月24日

番号	募集要項 該当箇所	質問項目	市の回答
1	本募集要項P3 (1) ㊸土壤汚染について	兵庫県環境部水大気課に問合せると、昨年御庁がご相談された際、土対法第4条届出(若しくは第14条届出)をすることが望ましいとの行政指導があったと伺っておりますが、当該点につきまして、御庁のご認識の程ご教示いただけますと幸いです。	土対法第14条の届出は、あくまで任意の申請制度であり、自主調査をした場合であっても届出を行うかどうかは土地所有者の判断に任されているという内容で、兵庫県環境部水大気課へ確認をしております。
2	本募集要項P3 (1) ㊸土壤汚染について	今回対象面積が3,000㎡未満のため、土対法第4条届出の義務はない認識です。ただ、土壤汚染が確認されておるため土対法第14条届出を行い、要措置区域に区域指定された場合、売買契約の白紙解約は可能でしょうか。	開発事業者の任意による届出の結果、要措置区域に指定された場合であっても、これを理由とした契約解除には応じられません。
3	本募集要項P5【条件①】専有面積について	65㎡以上とすることとありますが、65㎡以下でも可とすることをご検討いただけますでしょうか。例えば2LDK以上の間取りの場合は可、等。	本売却条件に記載している「一戸あたり65㎡(壁芯)」は、建設される全ての住戸を対象とするものであり、間取りに関わらず、全戸65㎡以上を確保してください。
4	本募集要項P5【条件①】建築工事の着手時期について	土地の引渡日から2年以内の着手とありますが、可能な限り早期の着手に努めるものの現在の市況を鑑み、2年以内という条件の緩和をご検討いただけますでしょうか。	土地引渡日から2年以内に着手してください。ただし、天災地変など、落札者の責めに帰すことのできない事由が発生した場合は、協議に応じることは可能です。
5	本募集要項P11 (8) ㊸工事について	土日祝の工事は行わないこととありますが、土曜は作業可にさせていただけないでしょうか。	周辺環境への騒音・振動等に配慮し、土曜・日曜・祝日の工事は行わないください。